「特別警報」および「暴風警報」発表時の対応

「特別警報」の場合

Ⅰ 月～金曜日の場合

1. 16時の時点で北大阪または大阪市に「**特別警報**」が発表されている場合、その日は臨時休校とする。
2. 授業中に「**特別警報**」が発表された場合、その時点で、休校となります。

Ⅱ 土曜日の場合

1. 15時の時点で北大阪または大阪市に「**特別警報**」が発表されている場合、その日は臨時休校とする。
2. 授業中に「**特別警報**」が発表された場合、その時点で、休校となります。

「暴風警報」の場合

Ⅰ 月～金曜日の場合

1. 16時の時点で北大阪または大阪市に「**暴風警報**」が発表されている場合、
 その日のゼロ時限目授業、1限、2限は休講とします。
2. 16時～18時の間に、北大阪または大阪市に発表されていた「**暴風警報**」が
 両地域とも解除された場合、その日の3限、4限の授業を行います。
3. 18時を回っても、北大阪または大阪市に発表されていた「**暴風警報**」が解除されない場合、その日は
 学校を休校とします。
4. 授業中に「**暴風警報**」が発表された場合、その時点で、休校となります。

Ⅱ 土曜日の場合

1. 15時の時点で北大阪または大阪市に「**暴風警報**」が発表されている場合、1限、2限は休講とします。
2. 15時～17時の間に、北大阪または大阪市に発表されていた「**暴風警報**」が
 両地域とも解除された場合、その日の3限、4限の授業を行います。
3. 17時を回っても、北大阪または大阪市に発表されていた「**暴風警報**」が解除されない場合、その日は
 学校を休校とします。
4. 授業中に「**暴風警報**」が発表された場合、その時点で、休校となります。